

令和 8 年度 新型コロナワクチン予防接種についての説明書

【接種対象者】

- ① 接種当日に 65 歳以上の市民の方
- ② 接種当日に 60 歳～64 歳のうち心臓・腎臓または呼吸器等の重い障害のある市民の方
(身体障がい者手帳 1 級相当)

【接種期間】

令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

【接種回数】

接種期間中に 1 回

※実施期間中に 2 回目の接種を受ける場合、2 回目は任意接種となり、接種費用は全額自己負担です。

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス（SARS-CoV2）による感染症です。人から人への伝播は咳やくしゃみなどの飛沫を介して起こります。

呼吸器感染症のため、症状は発熱・のどの痛み・咳などが中心です。高齢者や基礎疾患のある場合は重症化のリスクがあるとされています。

2 ワクチンについて

流行している株に対応したワクチンを用いることで、より高い中和抗体価の上昇等が期待されることから、定期接種に用いる新型コロナワクチンに含まれる株は、当面は毎年見直すこととされています。

令和 8 年度の定期接種では 1 価 XFG 対応ワクチン（ファイザー社・モデルナ社・武田薬品工業社）、1 価 NB.1.8.1 対応ワクチン（第一三共社・Meiji Seika ファルマ社）を使用して接種を行います。

3 ワクチンの副反応

接種後に接種部位の痛みや、倦怠感、頭痛、発熱等様々な症状が確認されていますが、ほとんどが軽度又は中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。

重大な副反応としてショック、アナフィラキシー(急性の強いアレルギー反応)、心筋炎・心膜炎が発生したことが報告されています。

接種後数日の間に胸痛、動悸、息切れ、むくみなどの症状があった場合には医療機関を受診してください。

4 予防接種を受ける前に

この予防接種を受けることの義務はなく、ご本人が希望する場合にのみ接種を行います。また、接種を受けるご本人が麻痺などがあって同意書に署名できない場合や、認知症の症状があつて正確な意思の確認が難しい場合などには家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種の可否を決定する必要があります。

(1) 一般的注意

気になることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。充分に納得できない場合には接種を受けないください。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ 新型コロナワクチンの成分に対してアナフィラキシーなど重度の過敏症（アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状）の既往歴のある方
- ④ その他、医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方
（上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方）

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障がいのある方
（接種後の出血に注意が必要です）
- ② 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ③ 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患がある方
- ④ 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状がみられた方
- ⑤ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ⑥ 新型コロナワクチン成分に対してアレルギーをおこすおそれがある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種後 30 分は体調が変化することがありますので安静にし、医師とすぐに連絡がとれるようにしましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後 1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや体調に変化があった場合は医師にご相談ください。
- ④ 入浴はさしつかえありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は体調の変化に気を配り、激しい運動や大量の飲酒は控えましょう。

5 予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障がいが残ったなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。鹿沼市保健福祉部健康課(0289-63-8311)にご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

予防接種健康被害救済制度について厚生労働省の詳しい説明がご覧になれます

